

認定こども園の会計監査の省略について

認定こども園の会計監査については、「子ども・子育て支援新制度における指導監査等の実施について」（平成27年12月7日付け府子本第391号、27初幼教第28号、雇児保発1207第1号）に定める基準を満たしている場合、会計監査を省略します。

この会計監査の省略を希望する法人におかれましては、次のとおり書類を提出していただきますようお願いいたします。

1 該当要件

令和6年度に、公認会計士又は監査法人による監査を受けた認定こども園で、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けていないこと。

2 提出書類

令和6年度監査報告書の写し

3 提出期限

指導監査資料の提出期限に同じ

4 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市健康福祉局監査指導課

電話：082（504）2593

E-mail：hojnkans@city.hiroshima.lg.jp

5 参考（国通知抜粋）

幼稚園又は認定こども園の設置者が、当該幼稚園又は認定こども園の運営に係る会計について公認会計士又は監査法人の監査（以下「外部監査」という。）を受けている場合には、当該外部監査で軽微とは認められない指摘を受けた場合を除き、当該外部監査の対象となっている会計については、市町村が行う会計監査を省略することができる。